

ドットコムメディア株式会社

(2010 年度版)

【はじめに】

本書は 2010 年 3 月期（2009 年 4 月 1 日～2010 年 3 月 31 日）における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

【主な記載事項について】

1. 会社の概況

| | |
|----------|--|
| 「会社の沿革」 | 当社の設立から現在までの沿革を記載しています。 |
| 「会社の目的」 | 定款に記載された当社の目的を記載しています。 |
| 「事業の内容」 | 当社の経営組織、事業の内容について記載しています。 |
| 「財務の概要」 | 2010 年 3 月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。 |
| 「主要株主名」 | 所有株式数の多い株主の氏名、所有株式数等を記載しています。 |
| 「役員の状況」 | 当社の役員の氏名、主要略歴等を記載しています。 |
| 「従業員の状況」 | 当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。 |

2. 営業の状況

| | |
|------------------|---------------------------------------|
| 「営業方針」 | 当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。 |
| 「当社及び当業界を取り巻く環境」 | 内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。 |
| 「営業の経過及び成果」 | 当社の 2010 年 3 月期における業績について記載しています。 |
| 「対処すべき課題」 | 当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。 |
| 「受託業務管理規則」 | 当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。 |

3. 経理の状況

「財務比率」

(a) 純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額（*）}}{\text{リスク額（*）}} \times 100$$

（*「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく商品取引所法施行規則（以下、「施行規則」という。）第 38 条の規程により算

出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額（「市場リスク」という。）と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額（「取引先リスク」という。）があり、同法第 211 条第 1 項に基づく施行規則第 99 条の規定により算出したものです。）

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動そのほかの理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

(b) 純資産額資本金比率

$$\frac{\text{純資産額} (*)}{\text{資本金額}} \times 100$$

(*「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記 (a) の純資産額とは計算が異なります。)

資本金に対する純資産の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c) 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金}} \times 100$$

資本金に対する取り崩し可能な資本を含む自己資本の割合を見るもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額}} \times 100$$

総資本に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(e)修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額} (*)} \times 100$$

(*「総資産額」とは委託者に係る(株)日本商品清算機構または商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。)

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産額に占める自己資本の割合をみたものです。

(f)負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額} (*)} \times 100$$

(*「純資産額」とは商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記 (a) の純資産額とは計算が異なります。)

純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

(g)流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払い能力の安定性が高いと言えます。

I. 会社の概況

1. 会社名等

| | |
|--------|------------------------------------|
| 商品取引員名 | ドットコモディティ株式会社 |
| 代表者名 | 代表取締役社長 舟田 仁 |
| 所在地 | 東京都渋谷区恵比寿一丁目 21 番 8 号 セラ 51 ビル 6 階 |
| 電話番号 | 03-5447-3083 |

2. 会社の沿革

金融業界におけるオンライン取引は、人々の情報収集と資産運用に対する考え方や見方を大きく変えてきました。私たちはその過程において、顧客が主役となる新しい時代の商品先物取引の構築を目指して 2005 年 5 月に改正商品取引所法施行と同時に受託業務を開始いたしました。

| 年 月 | 概 要 |
|------------------|--|
| 2004 年 12 月 1 日 | 5000 万円の資本で会社設立 (資本金 2500 万円・資本準備金 2500 万円) |
| 2005 年 1 月 5 日 | 創業記者発表 |
| 2005 年 1 月 14 日 | 15 億円の増資 (資本金 7 億 5000 万円・資本準備金 7 億 5000 万円) |
| 2005 年 3 月 15 日 | 東京工業品取引所 受託会員資格取得 |
| 2005 年 3 月 30 日 | 3 億 5000 万円の増資 (資本金 2 億 2500 万円・資本準備金 1 億 2500 万円) |
| 2005 年 4 月 22 日 | 商品取引所法に基づく商品取引受託業許可取得 |
| 2005 年 5 月 1 日 | オンラインによる商品先物取引受託業務開始 |
| 2005 年 9 月 30 日 | グローバリー株式会社のオンライン部門の営業譲渡の認可 |
| 2007 年 10 月 1 日 | ドットコモディティ株式会社、ひまわりシーエックス株式会社、 アストマックス・フューチャーズ株式会社 3 社の事業統合 東京穀物商品取引所、中部大阪商品取引所の取次ぎ開始 |
| 2008 年 9 月 12 日 | 東京穀物商品取引所の農産物市場および砂糖市場の受託会員資格 取得 |
| 2008 年 9 月 26 日 | 日本商品清算機構 (JCCH) において、東京穀物商品取引所の農産物 市場および砂糖市場の自社清算資格取得 |
| 2008 年 9 月 29 日 | 東京穀物商品取引所における受託業務開始 |
| 2008 年 10 月 22 日 | 東京コムウェル株式会社のオンライン部門の事業譲渡認可取得 |
| 2008 年 11 月 28 日 | 豊商事株式会社のオンライン部門の事業譲渡認可取得 ユナイテッドワールド証券株式会社の商品先物取引部門の事業譲 渡認可取得 |

| | |
|------------|---------------------------------|
| 2009年3月27日 | スターアセット証券株式会社のオンライン部門の事業譲渡の認可取得 |
| 2009年4月13日 | 商品CFD取引のサービス提供を開始 |
| 2009年4月27日 | タイコム証券株式会社のオンライン部門の事業譲渡の認可取得 |
| 2009年4月30日 | タイコム証券株式会社の対面取引部門の取次業務を開始 |
| 2009年8月24日 | 協栄物産株式会社の取次業務を開始 |
| 2009年9月28日 | 大起産業株式会社の取次業務を開始 |
| 2010年3月12日 | 明治物産株式会社の受託取引を開始 |
| 2010年3月23日 | ひまわり証券株式会社の取次業務を開始 |
| 2010年3月26日 | インヴァスト証券株式会社の商品取引事業の吸収分割認可を取得 |
| 2010年3月29日 | カネツ商事株式会社の取次業務を開始 |
| 2010年3月29日 | 今村証券株式会社の取次業務を開始 |

3. 会社の目的

- (1) 商品先物取引業
- (2) 商品投資顧問業
- (3) 商品の売買または売買の媒介、取次ぎもしくは代理の業務
- (4) 金融商品取引業
- (5) 通貨の売買またはその媒介、取次ぎもしくは代理の業務
- (6) 貸金業
- (7) コンピューターソフトウェアの販売および貸借業務
- (8) 電気通信事業および有線放送事業ならびにその他の情報の提供、処理等の情報サービス業
- (9) 広告代理業およびインターネットを利用した広告業務
- (10) 催事の企画運営に関する業務
- (11) 書籍、印刷物、ビデオ等の企画制作および出版ならびに販売

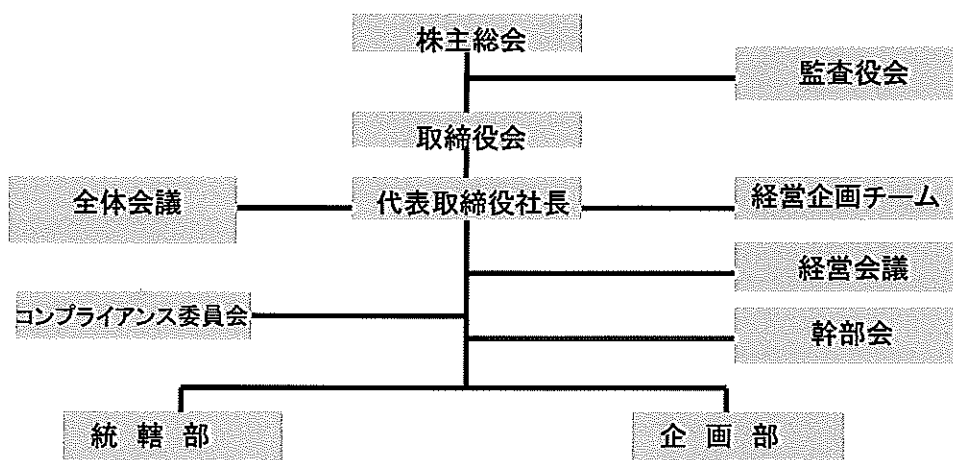
- (12) 物品賃貸業務
- (13) 他の事業者の経営に関するコンサルタント業務
- (14) 前各号に付帯する一切の事業

(注) 上記のうち_____線部分の事業は、現在行っておりません。

4. 事業の内容

(1) 経営組織

当社の経営組織は、次のとおりです。



(2) 業務の内容

(a) 主たる業務

イ. 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第 190 条第 1 項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣から商品取引受託業務の許可を得た商品取引員であり、下記の商品市場の受託会員として、当該商品市場における取引の受託業務を行っております。

| 市場名 取引所名 | 貴 金 属 | 石 油 | ア ル ミ | ゴ ム | 日経 TOCOM 指数 | 上場品目名 |
|--------------|-------------|--------|-------------|--------|-------------------|---|
| 東京工業品 取引所 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 金、銀、白金、パラジウム ガソリン、灯油、原油、軽油 アルミニウム、ゴム 金ミニ、白金ミニ、日経指数 |

| 取引所名 | 市場名 | 農産物 | 砂糖 | 上場品目名 |
|-----------|-----|-----|----|--|
| 東京穀物商品取引所 | | ○ | ○ | 小豆、一般大豆、NON-GMO 大豆、 とうもろこし、アラビカコーヒー、ロブスタコーヒー、 粗糖 |

ロ. 商品市場における取引の取次業務

当社は、商品取引所法第 190 条第 1 項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣から商品取引受託業務の許可を得た商品取引員であり、下記の商品市場の取次取引員として、当該商品市場における取引の取次業務を行っております。

| 取引所名 | 市場名 | 貴金属 | 石油 | アルミ | ゴム | 日経 TOCOM 指数 | 上場品目名 |
|----------|-----|-----|----|-----|----|-------------|---|
| 東京工業品取引所 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 金、銀、白金、パラジウム ガソリン、灯油、原油、軽油 アルミニウム、ゴム 金ミニ、白金ミニ、日経指数 |

| 取引所名 | 市場名 | 農産物 | 砂糖 | 上場品目名 |
|-----------|-----|-----|----|--|
| 東京穀物商品取引所 | | ○ | ○ | 小豆、一般大豆、NON-GMO 大豆、 とうもろこし、アラビカコーヒー、ロブスタコーヒー、粗糖 |

| 市場名 | 石 | ゴ | ゴ | 上場品目名 |
|---------------|---|---|-------------|----------------------------|
| 取引所名 | 油 | ム | ム 指 数 | |
| 中部大阪 商品取引所 | ○ | ○ | ○ | ガソリン、灯油、RSS3号、TSR、 ゴム指数 |

(b) 従たる業務

イ. 差金決済契約に基づく商品 CFD 取引の取次業務を行っております。

5. 営業所の状況

| 店舗の名称 | 所在地 | 電話番号 |
|-------|--------------------------------|--------------|
| 本社 | 東京都渋谷区恵比寿 1-21-8 セラ 5 1 ビル 6 階 | 03-5447-3083 |

*当社は支店等を所有していません。

6. 財務の概要

決算年月 2010年3月期

| | |
|--------------------------|----------------------------|
| (a) 資本金 | 1,899,995 千円 |
| (b) 純資産額 * 1 | 1,967,074 千円 |
| (c) 総資産額 | 18,873,798 千円 |
| (d) 営業収益 (うち、受取委託手数料) | 876,571 千円 (875,259 千円) |
| (e) 経常利益 | △ 86,192 千円 |
| (f) 当期純利益 | △222,138 千円 |

* 1 純資産額は、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出しております。

7. 発行済株式総数

発行済株式の総数 144,043 株 (2010年3月31日現在)

(注) 当社の株式は非上場であります。

8. 主要株主名

| 氏名または名称 | 住 所 | 所 有 株式数 (千株) | 発行済株式総数 に対する 所有株式数の割合 (%) |
|------------------|------------------------|--------------------|------------------------------------|
| 楽天株式会社 | 東京都品川区東品川 4丁目12番3号 | 81.6 | 56.7 |
| オリックス証券株式会社 | 東京都中央区日本橋 富沢町8番5号 | 32.1 | 22.3 |
| ひまわりホールディングス株式会社 | 東京都港区海岸 1丁目11番1号 | 21.0 | 14.6 |
| アストマックス株式会社 | 東京都渋谷区恵比寿 1丁目20番18号 | 3.4 | 2.4 |
| 松井証券株式会社 | 東京都千代田区麹町1-4 | 1.6 | 1.1 |

9. 役員の様況

| 役名及び 職 名 | 氏 名 生年月日 | 所 有 株式数 (千株) |
|-------------|----------------------------|-----------------|
| 代表取締役会長 | 車田 直昭 昭和 35 年 10 月 15 日 | 1.3 |
| 代表取締役社長 | 舟田 仁 昭和 41 年 7 月 25 日 | 0.5 |
| 取 締 役 | 横沢 厳美 昭和 39 年 7 月 11 日 | 0 |
| 取 締 役 | 原田 勉 昭和 40 年 2 月 13 日 | 0 |
| 取 締 役 | 高澤 廣志 昭和 35 年 6 月 13 日 | 0 |
| 取 締 役 | 北山 久行 昭和 26 年 9 月 24 日 | 0 |
| 取 締 役 | 山地 一郎 昭和 31 年 11 月 15 日 | 0 |

| | | |
|-----|----------------------------|---|
| 取締役 | 楠 雄治 昭和 37 年 11 月 21 日 | 0 |
| 取締役 | 齋藤 猛 昭和 37 年 8 月 24 日 | 0 |
| 監査役 | 塚野 文彦 昭和 16 年 4 月 22 日 | 0 |
| 監査役 | 鈴木 努 昭和 47 年 2 月 18 日 | 0 |
| 監査役 | 寺中 良幸 昭和 38 年 12 月 15 日 | 0 |

- (注) 1. 所有株式数の千株未満は切り捨てております。
2. 取締役高澤廣志氏、北山久行氏、山地一郎氏、楠雄治氏、齋藤猛氏の各氏は、社外取締役であります。
3. 監査役塚野文彦氏、鈴木努氏、寺中良幸氏の各氏は、社外監査役であります。

10. 従業員の状況

| | 総計 | 男女別 | | 営業・非営業 | |
|--------|------------|-----------|-----------|--------|------------|
| | | 男 | 女 | 営業 | 非営業 |
| 従業員数 | 23 人 | 21 人 | 2 人 | 0 人 | 23 人 |
| 平均年齢 | 40 才 11 ヶ月 | 41 才 8 ヶ月 | 33 才 8 ヶ月 | | 40 才 11 ヶ月 |
| 平均勤続年数 | 2 年 10 ヶ月 | 2 年 9 ヶ月 | 3 年 9 ヶ月 | | 2 年 10 ヶ月 |
| 外務員数 | 9 人 | 9 人 | 0 人 | 0 人 | 9 人 |

Ⅱ. 営業の状況

1. 営業方針

金融業界におけるオンライン取引は、人々の情報収集と資産運用に関する意識を大きく変えうるものです。当社はその可能性を通じて、顧客が主役となる新しい時代の商品先物取引の構築を目指して開業いたしました。

個人に向けては、自己判断の下に、収益機会をより高める取引を、企業に向けては、価格変動リスクに対するヘッジ機会の提供をとの理想の下、商品取引会社のトレーダーに引けをとらない取引システムこそがその理想をかなえるためには不可欠と考え、取引システムの開発には引き続き力を注いで参ります。当社は、IT技術をフルに活用した「迅速性」、徹底したコスト削減による「経済性」、そして使い勝手の良さを追求した「利便性」の3つをお客様に提供することをスローガンとしております。また、常に時代の流れを捉え、ユーザーの要請に耳を傾けながら、たゆまぬ企業努力を通じて、良好なサービスを末永く提供していくことを目標としております。

当社が目指す一つに、「顧客志向の貫徹（徹底）」という理念があります。これは、たゆまずお客様の声に耳を傾け、お客様が求めることを考え抜き、お客様に満足していただけるサービスの提供を心がけるといことです。対面での営業を行わない当社は、主にパソコン上でしかお客様との接点がありません。ともすると、顔の見えないお付き合いゆえの「冷たさ」を感じてしまわれぬように、「オンラインだけど、あたたかなサービス」を心がけております。

当社は、商品先物取引の受託業務を行うにあたり、商品取引所法及び関係諸法令・諸規則に則り、「顧客志向の貫徹」の理念のもと、お客様に満足していただけるサービスの提供に心がけ、以下の項目を遵守します。

(1) 勧誘

当社は、投資家の自己責任の原則に基づき、お客様に対し、口座開設または口座開設後の個別の具体的な取引について電話または個別訪問による勧誘行為を行いません。

(2) 顧客への説明

当社は、お客様が、商品先物取引のリスク及び仕組みに関する書面その他の参考資料を、インターネットを通じてお読みいただけるようにし、また必要に応じて、電話などによって説明を行い、商品先物取引を行うために重要な事項を十分ご理解いただくように努めます。

(3) 口座開設

当社は、お客様からお申出いただいた内容に基づき、お客様の商品先物取引についての知識、投資経験、財産などの状況を考慮し、お客様の口座開設の適否を決定いたします。

2. 当社及び当業界を取り巻く環境

2008年9月の大手投資銀行リーマンブラザーズ破綻を経て、世界同時不況の様相を呈する中でスタートした2010年3月期(2009年度)でしたが、アジア主要国、とりわけ中国のインフラ投資や消費拡大策等を中心とする世界的な景気刺激策の効果により、世界経済は急速に回復に向かうこととなりました。

リーマンショック以降急激に冷え込んだ世界各国の金融市場は、中国やインドなど新興国の株価の回復に牽引されることにより回復を始め、円高傾向が続いた日本では海外の主要な株価に比べて回復が遅れが見られたものの、2010年3月期(2009年度)末にかけて株価が緩やかな持続的回復基調を維持することとなりました。

2008年の夏場をピークに急速に下落した国際商品市況は、2009年初頭より底値を固め始め、2009年の春以降、金や原油を中心に再び上昇基調に変化してきました。このような環境の中、国際商品はリスク資産の分散投資先の一つとして大きく注目を浴びることとなり、米国市場のみならず、アジアにおいては中国の大連商品取引所(農産物市場)や上海商品取引所等の市場が取引高を大幅に増加させ、中国の商品取引所が世界の商品取引所の取引高上位にランキングされるなど、世界的に見て商品市場は大きく拡大する傾向を示しています。全世界における商品先物市場の取引高(先物、オプションを含む)は2003年の63,422万枚から2009年には231,178万枚へと約4倍近くに増加しています。(FIA(米国先物取引協会)調査結果による。)

一方、日本国内の商品市場の取引高は2004年3月期(2003年度)をピークに減少傾向をたどり、2010年3月期(2009年度)においてもその傾向に歯止めがかかるとはなく、2004年3月期(2003年度)に155百万枚あった国内商品市場の出来高は2010年3月期(2009年度)には34百万枚とピーク時の約5分の1にまで減少することとなりました。前述の通り、この間の世界の商品市場の取引高が4倍程度に増加していることから、日本国内の商品市場の取引高の減少は、世界的にみて極めて特異な状況といえます。既に4取引所に集約された国内の商品取引所は市場の取引高の大幅な減少に危機感を募らせ、国内最大の商品取引所である東京工業品取引所と東京穀物商品取引所が、従来の会員制の組織から株式会社に移行しました。また、取引所同士が連携やシステムの共同利用を検討開始するなど、取引所自身が組織や制度の改革に着手する動きが見られるようになりました。特に東京工業品取引所においては、2009年5月より取引システムを全面的に刷新し、世界の主要な取引所において導入実績のある海外の取引システムを採用することにより取引所の市場機能を国際的な仕様に大幅に変更し、併せて、新たに夜間取引を開始することにより市場の取引時間を大幅に拡大しました。しかしながら、国内商品市場の取引量が引き続き減少した

ことに起因し、市場から離脱を余儀なくされるプロの投資家（ファンド、海外玉）が散見され、これにより更に市場の流動性が低下するという負のスパイラルに陥り、国内取引所の取引量は前期に比べて一層減少するとともに、東京工業品取引所に対する一極集中が更に進行する事態となりました。取引所の市場流動性の低下により収益力が悪化した商品取引員においては、廃業や財務規制に伴う取次取引員への業態転換等を模索する動きが続き、商品取引会社の数は2003年3月末の100社から2010年3月末には37社と大幅に減少することとなりました。

金融商品取引法の施行以降、商品価格に連動するETFが登場するなど金融市場と商品市場に跨る新たな金融デリバティブ商品の取扱が増加傾向にあり、2005年に改正施行された現在の商品取引所法は2009年7月に更に改正され、2011年1月には新たに商品先物取引法として全面的に施行されることが決定しました。新法においては不招請勧誘の禁止が明確に定められたこともあり、対面営業によるビジネスモデルは変更を余儀なくされる一方、新法の施行を機に、新たに開業規制が課せられ法整備がなされる商品CFDや商品デリバティブ等の取扱いを検討する金融商品取引業者が増加傾向にあり、証券会社、FX会社から新たに当業界へ参入する動きが出てきています。

3. 営業の経過及び成果

(1) 受託部門

当社は、従来の個人からの受託を主とするビジネスモデルに固執せず、取次からの受託、M&Aの実施、法人向けの新たなビジネス展開、取引所の取引時間延長に対する積極的な社内体制の整備を行った結果、国内商品市場の受託業務に関する預り証拠金については、2009年3月末時点の8,737百万円から2010年3月末時点では16,599百万円と順調に伸びてまいりました。また、国内商品市場における当社の売買高は2009年4月の月間売買高187,813枚から2010年3月には月間で398,911枚と、期末には期初の2倍の売買高になるなど通期で大幅に増加しました。その結果、商品CFD取引の取次を含む商品市場における手数料収入（売上高）は876,571千円（前期606,346千円）となり前期比44.6%の増加となりました。特に下半期は売買高、預り証拠金、収益ともに大幅な改善を実現することとなりました。

一方で、2009年9月の東京穀物商品取引所のザラバ取引廃止に伴いシステム関連の除却による特別損失が発生したこと、取次先との取次契約の終了に伴い、取次経過期間中の管理費清算費用が生じることとなったことなどを含め通期で138,552千円の特別損失を計上した結果、当期純損失は223,088（前期純損失569,637千円）となりました。

(2) 売買損益部門

当社は、ディーリング業務を行っておりません。

(a) 受取手数料

(単位：千円)

| 期 別 | 第 6 期 (自 2009年4月1日) (至 2010年3月31日) |
|------------|--|
| 取引所・上場商品名 | |
| 東京工業品取引所 | |
| 金 | 389,831 |
| 銀 | 4,603 |
| 白金 | 110,089 |
| パラジウム | 3,132 |
| 金ミニ | 18,572 |
| 白金ミニ | 5,373 |
| アルミニウム | 444 |
| ガソリン | 112,458 |
| 灯油 | 15,550 |
| 原油 | 15,037 |
| ゴム | 84,780 |
| 日経・東工取商品指数 | 237 |
| 東京穀物商品取引所 | |
| 小豆 | 8,923 |
| 一般大豆 | 34,789 |
| NON-GMO大豆 | 4,079 |
| とうもろこし | 49,544 |
| アラビカ | 1,912 |
| ロブスタ | 59 |
| 粗糖 | 13,019 |
| 中部大阪商品取引所 | |
| ガソリン | 3,170 |
| 灯油 | 1,364 |
| RSS3号 | 8 |
| ゴム指数 | 19 |
| 合 計 | 876,992 |

※ 商品別に分類不可能な手数料 26,080 千円を加算した合計手数料

903,072

(b) 売買損益

(単位：千円)

| 期 別 | 第 6 期 (自 2009 年 4 月 1 日) (至 2010 年 3 月 31 日) | |
|------------------|--|-----|
| 取引所・商品市場・商品名 | | |
| 東京工業品取引所 貴金属 金 | ▲ | 10 |
| 金ミニ | | 1 |
| ゴム ゴム | | 24 |
| 東京穀物商品取引所 農産物 小豆 | | 141 |
| 一般大豆 | | 101 |
| NON-GMO 大豆 | ▲ | 91 |
| とうもろこし | | 278 |
| アラビカ | ▲ | 104 |
| ロブスタ | ▲ | 51 |
| 砂糖 粗糖 | | 331 |
| 合 計 | | 620 |

(c) 売買高

(単位：枚)

第6期

(自 2009年4月1日)

(至 2010年3月31日)

| 取引所 | 上場商品の種類 | 自己 | 委託 | 合計 |
|-----------|-----------|-------|-----------|-----------|
| 東京工業品取引所 | 金 | 6 | 1,135,120 | 1,135,126 |
| | 銀 | 0 | 12,798 | 12,798 |
| | 白金 | 0 | 343,968 | 343,968 |
| | パラジウム | 0 | 8,596 | 8,596 |
| | 金ミニ | 4 | 204,971 | 204,975 |
| | 白金ミニ | 0 | 60,475 | 60,475 |
| | アルミニウム | 0 | 1,208 | 1,208 |
| | ガソリン | 0 | 315,042 | 315,042 |
| | 灯油 | 0 | 47,900 | 47,900 |
| | 原油 | 0 | 45,812 | 45,812 |
| | ゴム | 4 | 234,037 | 234,041 |
| | 日経商品指数 | 0 | 3,142 | 3,142 |
| 東京穀物商品取引所 | 小豆 | 482 | 24,443 | 24,925 |
| | 一般大豆 | 562 | 211,826 | 212,388 |
| | NON-GMO大豆 | 104 | 11,302 | 11,406 |
| | とうもろこし | 1,010 | 181,706 | 182,716 |
| | アラビカ | 86 | 5,162 | 5,248 |
| | ロブスタ | 2 | 167 | 169 |
| | 粗糖 | 240 | 94,253 | 94,493 |
| 中部大阪商品取引所 | ガソリン | 0 | 8,112 | 8,112 |
| | 灯油 | 0 | 3,877 | 3,877 |
| | RSS3号 | 0 | 15 | 15 |
| | ゴム指数 | 0 | 37 | 37 |
| 合計 | | 2,500 | 2,953,969 | 2,956,469 |

4. 対処すべき課題

以下の事項が、対処すべき重要な課題となっています。

① 事業・サービスの拡大

2010年3月期(2009年度)に引き続き、事業の拡大を目的として、新法の下で新たに国内商品市場に参入を模索する証券会社やFX会社、投資顧問会社等からの注文の取次もしくは受託を積極的に取り込んでいくことを目指します。また、軌道に乗り始めた商品CFD取引においては他社との競争力を強化し、更なる拡大を目指します。更にシステムにおいては、より使い勝手のよい取引システムを顧客に提供することにより、国内取引所取引に留まらず、海外取引所に対する取引執行サービスを本格的に開始し、OTC取引(商品CFD取引)と国内外の取引所取引双方において顧客へ取引の利便性を提供してまいります。

また、グローバル化を推進し、海外の顧客からの国内商品市場への参入を積極的に取り込み、個人・法人に関わらず海外から国内への取引経路を確保し、サービスの拡充を目指してまいります。

② 内部体制の更なる強化

東京工業品取引所の夜間取引は、2010年9月中に現行の夜11時から翌朝4時まで延長されることが決定しており、社内体制の見直しならびに業務推進体制の整備を行う必要があります。また、東京穀物商品取引所の取引システムは2011年1月を目処に、従来の場節取引がなくなり、当社が取り扱う全ての商品がザラバ取引へと移行するため、これに伴う業務フローの見直し、新たな社内リソースの再配分等を行うことにより業務の効率化を実現する必要があります。更に、2011年1月より商品先物取引法が新たに施行されることに伴い、国内取引所取引のみならず、商品CFD取引、海外取引所取引、店頭商品先物取引においても新たな受託管理体制を構築することが急務となっています。

③ リスク管理体制、財務体質の強化

2011年1月より施行される新法において、商品CFD取引は100%の信託分離保管が義務付けられる見込のため、当社は今以上に信託銀行へ自己資金を積み増す必要があります。また、法令に基づく純資産額規制比率の維持要件、自社清算資格の維持要件に対して、増資等の資金手当を行い財務基盤を強化していく必要があります。

また、取扱商品の増加、顧客属性の多様化に伴い国内の取引所取引だけに限らず、店頭商品取引、海外商品取引を睨んだ全社的な市場リスク、取引先リスク管理を行う新たな仕組みが必要になってきています。

④ システムの整備

オンライン取引の重要性は今後も継続的に高まっていくことが予想されることから、システムコストと費用対効果を常に意識し、システムのチューニングを継続的に行うことにより、顧客サービスの追求を行い、当社の競争力を更に強化してまいります。

顧客の属性に応じて適切なシステム提案を行いつつ、当社・顧客双方にメリットが得られるシステム整備を図ってまいります。

⑤ その他

人材の育成による社員の品格の向上を継続的に目指していきます。人事の目標管理制度についてはまだまだ未完成な部分があり、改善すべき点と推進すべき点を明確にして運用していくこと、更に社内コンプライアンス研修や最適な人員配置を行うことにより社員それぞれが業務に必要な能力を身につけるだけでなく、多種多様な場面でそれぞれが能力を発揮することにより全社的なレベルの向上を目指してまいります。

5. 受託業務管理規則

受 託 業 務 管 理 規 則

ドットコムメディア株式会社

—目次—

- 第1条 目的
- 第2条 法令および市場管理要綱の遵守
- 第3条 電子取引の受託体制
- 第4条 責任者の選任
- 第5条 商品先物取引不適格者の参入防止
- 第6条 勧誘行為の禁止
- 第7条 口座開設手続き
- 第8条 本人確認書類の徴集
- 第9条 適格性の審査
- 第10条 顧客データの保存
- 第11条 取引本証拠金
- 第12条 不正資金流入防止措置
- 第13条 投資可能資金額の超過
- 第14条 セキュリティ対策
- 第15条 システム障害の対応責任者
- 第16条 システム障害の記録・報告
- 第17条 システム障害の委託者への通知
- 第18条 受渡しによる決済
- 第19条 広告・宣伝に係る管理措置
- 第20条 受託業務における禁止行為
- 第21条 個人情報の取扱い
- 第22条 違反者に対する懲戒
- 第23条 本規則の改正、更新および承認
- 第24条 日本商品先物取引協会への届出

(目的)

- 第1条 この規則は、商品先物取引の電子取引に係る委託者に対する受託業務活動を的確に管理し、委託者の保護育成に努めるとともに、受託業務の適正な運用および管理を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

(法令および市場管理要綱の遵守)

- 第2条 委託者ならびに当社は、商品取引所法、受託契約準則、関係法令および各商品取引所が定める市場管理要綱を遵守するものとする。

(電子取引の受託体制)

第3条 電子取引に係る受託業務を行うにあたっては、取引の委託を受けること（以下、「受託」という）と取引の委託の取次ぎを受けること（以下、「取次受託」という）の2種類を採用するものとする。

(責任者の選任)

第4条 委託者の啓蒙、育成および受託業務に係る責任の所在の明確化と、この規則の円滑な運営を図るため、責任者を選任するものとする。

(1) 総括責任者

管理責任者の所属する部の管掌執行役員がこれに当たる。必要に応じてその補佐役を置き、その業務を委任することが出来る

(2) 管理責任者

統轄部業務担当部長がこれに当たる。必要に応じてその補佐役を置き、その業務を委任することが出来る

(3) 管理担当者

統轄部員がこれに当たる。総括責任者が、必要と認めたときは、この他に管理担当者を任命することが出来る。ただし、任命された者は、総括責任者の指示に従う

(商品先物取引不適格者の参入防止)

第5条 次の各号に該当する者に対しては、商品先物取引の受託および取次受託を行わないものとする。

(1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者および認知障害の認められる者

(2) 生活保護法被適用者および生活保護法による保護を受けている世帯に属する者

(3) 破産者で復権を得ない者

(4) 商品先物取引をするために借り入れをする者

(5) 過去に商品先物取引事故を惹起した者、恣意的に紛議を多発した者、その他商品市場の秩序を乱すと思料される者

(6) 元本欠損または元本を上回る損失が生ずるおそれのある取引を行いたくない者

(7) 情報通信機器の操作を通じて取引ができない者

2. 次の各号に該当する者に対して、商品先物取引の受託および取次受託は原則として行なわないものとする。

- (1) 年収300万円未満かつ金融資産300万円未満の者
 - (2) 75歳以上の者
 - (3) 長期療養者およびこれに準ずる者
 - (4) 職業その他の事由により、本人の所在が一定せず連絡が取り難い者
3. 前項各号に該当しない者であっても、第4条第1項第1号に規定する総括責任者（以下、「総括責任者」という）が判断し商品先物取引に参入不適合と認定した者については、新たな建玉を目的とした証拠金の預託や新規建玉の受注を制限または禁止するものとする。
 4. 取引期間中に本条第1項各号の規定に該当することが判明した委託者については、商品先物取引に参入不適合者と認定し、新たな建玉を目的とした証拠金の預託は認めずに建玉の決済を要請する。また、建玉の決済後はすみやかに清算手続きを行うものとする。
 5. 取引期間中に委託者が死亡した場合または心身機能の重度な低下により、本取引の継続が著しく困難もしくは不可能になった場合には、親族等から連絡があった時点から合理的な時間内の範囲で、当社の任意により全建玉を決済し、清算手続きに必要な書類の徴集を行なうものとする。
 6. 取引期間中に第2項各号の規定に該当することが判明した委託者については、第4条第1項第3号に規定する管理担当者（以下、「管理担当者」という）がメールまたは電話にて事実確認を行うものとする。該当する委託者から商品先物取引の継続を希望する旨の申出があり、以下の各号に規定した例外要件に該当し総括責任者が承認した場合、取引の継続を認めるものとする。ただし、総括責任者の判断の下、商品先物を継続する上で、不適合と判断した委託者については、新たな建玉を目的とした証拠金の預託や新規建玉の受注を行わない等必要な措置を講じ清算手続きを促すものとする。
 - (1) 第1号については、実入金額の推移、差引損益金の推移、建玉状況、値洗および現在の年収、金融資産状況等を総合的に判断し、余裕資金内での取引であると判断できること
 - (2) 第2号については、前号および商品先物取引の仕組み等を十分に理解していること
 - (3) 第3号については、長期療養が商品先物取引を継続するに十分な環境を有しており、前2号の要件を満たしていること
 - (4) 第4号については、所在が一定せずとも当社から常時連絡のできる手段が複数あること

(勧誘行為の禁止)

第6条 電子取引に係る受託は、委託者からの自主的な口座開設のみを受け個別具体的な取引、電話または訪問による取引の勧誘を行なわないものとする。

(口座開設手続き)

第7条 委託者に事前交付書面の関係書面をインターネットを介しもしくは書面により交付し、商品先物取引の仕組み（証拠金制度、損益の計算方法を含む）の基本的知識について開示を行うものとする。

2. 委託者から、自己の判断と責任において取引を行うことについて、十分な自覚があることおよび前項の関係書面記載の事項について理解していることをインターネットを介しもしくは書面により確認を行った後、口座開設申込（以下、「申込」という）を受け付けるものとする。

申込において、以下事項について委託者より申告を受けるものとする。

- (1) 氏名（会社名および代表者名）、生年月日（設立年月日）、性別、住所（登記簿上の本店所在地）
- (2) 電話番号、メールアドレス
- (3) 職業（業種）および勤務先
- (4) 収入（年商）および金融資産の状況
- (5) 投資可能資金額
- (6) 商品先物取引その他の金融商品の取引経験の有無
- (7) 元本欠損または元本を上回る損失が生ずるおそれのある取引を行う意思の確認
- (8) その他、会社が必要と認める事項

※()は法人格の場合

3. 前項第5号に規定する投資可能資金額の記入にあたっては、投資可能資金額とは委託者が取引証拠金の性格を十分に理解した上で、損失を被っても生活（事業）に支障のない範囲で差し入れ可能な金額の申告を受けるものとする。

(本人確認書類の徴集)

第8条 犯罪による収益の移転防止に関する法律第4条に基づき、以下の各号に該当する場合に委託者から本人確認書類の原紙または写しをメール、FAX、郵送により徴集するものとする。

- (1) 第7条に規定する口座開設手続き（以下、「口座手続き」という）をする場合
- (2) 口座開設後、お預り金の預託がないまま1年以上が経過し、その後取引を開始する場合

- (3) 口座開設後、出金によりお預り金の預託がないまま1年以上経過し、その後取引を開始する場合

(適格性の審査)

第9条 委託者の適格性の審査は、以下に定める手続きにより行うものとする。

- (1) 管理担当者は、口座開設手続きを受け精査後、適の場合には口座開設手続きおよび第7条に規定する本人確認書類を第4条第1項第2号に規定する管理責任者（以下、「管理責任者」という）に提出し、その精査を受ける
 - (2) 管理責任者は、その申込内容と管理担当者からの情報に基づき適格性の判断をし、受託契約締結の適否の精査をする
 - (3) 総括責任者は、前号の管理責任者の適格性の判断に基づき、受託契約締結の適否の審査をする
2. 受託契約締結の適否は、それぞれの委託者に通知する。なお、否における理由は開示しないものとする。
 3. 総括責任者が審査の際に使用した本人確認書類は統轄部で保管するものとする。

(顧客データの保存)

第10条 申込において委託者が入力した事項、本人確認書類の原紙または写しを審査記録とともに顧客データとして保存するものとする。当該データは、委託者が取引終了してから10年間保存するものとする。

(取引本証拠金)

第11条 取引本証拠金の額は、全ての上場商品につき、取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とする。ただし、総括責任者が必要と判断した場合には、取引本証拠金の額を一定額増額することが出来るものとする。

(不正資金流入防止措置)

第12条 当社は、以下に規定する委託者（以下、「公金取扱者」という）からの受託にあたっては、不正資金の流入を回避するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 銀行、信用金庫、信用組合等の金融機関をはじめ、日本郵政グループ、証券会社、保険会社、貸金業者、JA（農協）、住宅金融会社、ノンバンク（消費者金融、事業者金融、信販会社、クレジットカード会社、リース会社、ファイナンス会社）に勤務する者

- (2) 国、地方公共団体、その他公益機関（協会・組合含む）において、直接または間接的に金銭、有価証券の取り扱いに携わっている者
 - (3) 民間企業（会社）において、直接または間接的に金銭、有価証券の取り扱いに携わっている者
 - (4) 前3号に該当しない委託者であっても、適格性の審査により、必要と判断した者
2. 公金取扱者からの取引の受託にあたっては、あらかじめ委託者本人から自己資金による取引である旨の書面の提出を求めるものとする。
 3. 不正資金流入防止措置に関する調査基準として、以下に該当する入金が確認された公金取扱者を調査対象とし、資金調査を行うものとする。
 - (1) 1回当たりの入金額が1,000万円を超えた場合
 - (2) 実入金額として3,000万円を超える入金額となった場合
 - (3) 実入金額が3,000万円を超え、以降3,000万円の整数倍の実入金額となった場合
- ※ 実入金額=入金した額-出金した額
4. 前項に規定する基準を超える入金を確認した場合、公金取扱者の実入金額の推移、建玉状況、差引損益金の推移、値洗を調査項目として調査を行うものとする。さらに当該資金が自己資金であることを確認するため、具体的な資金の性格や種類、出所の申出をメールにて求めるものとする。また、申出内容に疑義や不整合が認められた場合、資金の性格や種類、出所が具体的に確認できる預金通帳の写し等の提出を求め、より実態把握に努めるものとする。なお、調査項目の調査や調査記録の作成は管理担当者が行い、その調査記録は10年間保存するものとする。
 5. 前項後段における資料の提出が行われない場合またはこれを拒んだ場合には、不正資金の流入の可能性が否定できないため、新たな建玉を目的とした証拠金の預託や新規建玉の受注を行わない等必要な措置を講ずるものとする。
 6. 不正資金流入に関する疑わしき行為があったと当社が判断した場合には、当該委託者に対し、新たな建玉を目的とした証拠金の預託は認めずに建玉の決済を要請する。また、建玉の決済後は、すみやかに清算手続きを行うものとする。
 7. 前項の対象となった場合、総括責任者の承認の下、業務上横領その他の犯罪による収益である疑いがある場合、犯罪による収益の移転防止に関する法律第9条により届出を監督官庁へ行うものとする。
 8. 委託者属性の把握については、口座開設申込時に当該委託者から入力される属性情報に依存するのではなく、適格性の審査時に当社から当該委

託者へ管理担当者が電話により属性情報の確認を行うものとする。また、全委託者に向けて、属性情報の変更がある場合には取引画面上にて、すみやかにその届けをしていただくよう継続的な注意喚起を行い、それに加え定期的に属性情報の変更の有無を確認することで、最新の属性情報の把握に努めるものとする。

(投資可能資金額の超過)

第13条 委託者からの実入金額が第7条第2項5号に規定する投資可能資金額（以下、「投資可能資金額」という）を超過した場合、当該委託者に対し管理担当者がメール、電話あるいは郵送にて超過事実の確認の連絡をとるものとする。なお、一定期間内に超過事実の確認の連絡をとることができなかった場合、管理責任者の判断および指示の下、新規建玉の受注を行わないことおよび投資可能資金額超過相当額を登録銀行口座へ返金する等必要な措置を講ずるものとする。

2. 前項において、超過事実の確認の連絡がとれた委託者が投資可能資金額の再設定を行う場合には、その裏付けとなる金融資産（預貯金・有価証券）の申告を受けるとともに、管理責任者が申告内容の合理性を確認し、総括責任者の承認をもって投資可能資金額の再設定を行うものとする。
3. 前項において、管理責任者が投資可能資金額の再設定の申告内容に合理的な根拠がないと判断した場合には、第1項の後段に準じた措置を講ずるものとする。

(セキュリティ対策)

第14条 当社が別途定める「情報セキュリティに関する諸規程」に即して、電子取引を行う委託者の個人情報の保護、パスワードの保護、取引の安全性の保護の観点からセキュリティの安全性、信頼性の確保について必要な措置を講ずるものとする。

(システム障害の対応責任者)

第15条 電子取引に係るシステム障害の対応については、カスタマーサービスを対応責任部署とし、対応責任者を管理責任者とする。

(システム障害の記録・報告)

第16条 システム障害が発生した場合には、その状況および対応の経緯等について記録し、再発防止策を講じる。また、一定のシステム障害が発生した場合には、障害の発生の経緯、処理状況を記録した報告書を日本商品先

物取引協会に提出するものとする。

(システム障害の委託者への通知)

第17条 システム障害が発生した場合には、すみやかに当社ホームページに公表し委託者へ通知するものとする。

(受渡しによる決済)

第18条 電子取引において受託した注文については、別途、当社が定めた商品に限り受け渡しを可能とするものとする。

(広告・宣伝に係る管理措置)

第19条 受託業務に係る広告・宣伝審査を行うため、統轄部をその担当部署としコンプライアンス担当課長を担当者とする。広告・宣伝に係る責任者は総括責任者とするものとする。

(受託業務における禁止行為)

第20条 商品先物取引の受託を行うに当たっては、商品取引所法関係法令、諸規則、受託契約準則および日本商品先物取引協会「受託等業務に関する規則」に定める禁止行為をしてはならないものとする。

(個人情報の取り扱い)

第21条 個人情報の取り扱いについて、自社ホームページに掲げるとともに、個人情報の保護に関する社内体制を整備し、運用するものとする。

(違反者に対する懲戒)

第22条 第20条に規定する受託業務における禁止行為を行なった者に対する懲罰は、就業規則、その他社内規程の定めによるものとする。

(本規則の改正、更新および承認、)

第23条 本規則の改正および更新は、総括責任者が発議し取締役会の承認により決定するものとする。

(日本商品先物取引協会への届出)

第24条 本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。これを変更した時も同様とするものとする。

(附 則)

本規則は平成17年4月20日より実施する。

(改正年月日)

本規則は平成17年8月8日より実施する。

本規則は平成20年6月30日より実施する。

本規則は平成21年12月21日より実施する。

6. 外務員の登録状況

| 期首 登録外務員数 | 新規登録数 | 登録抹消数 | 期末登録外務員数 |
|--------------|-------|-------|----------|
| 9名 | 0名 | 0名 | 9名 |

(注) 期末登録外務員数の中には、2名の派遣社員が含まれています。

7. 委託者に関する事項

| 期首 委託者数 | 新規委託者数 | 期末委託者数 |
|------------|--------|---------|
| 24,960名 | 8,586名 | 33,532名 |

8. 苦情、紛争、訴訟に関する事項

(a) 顧客等が提起したもの

| | 当該年度中の解決案件 | | | | 当該年度中の未解決案件 | | |
|-----------------------------|---------------------------|--------------------------------|--------------------|----|----------------|---------------------------|----|
| | 苦情(1) 相互の話し合いによる 解決 | 苦情(2) メール等により説明し理解 を得たもの | 紛争 処理機関 での解決 | 訴訟 | 苦情 相互の話し合い中 | 紛争 紛争処理 機関での 処理中 | 訴訟 |
| 当該年度に新規 に発生した案件 の件数1件 | 0件 | 32件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 1件 |
| 前年度から継続 している案件の 件数0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |
| 合計33件 | 0件 | 32件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 1件 |

(注) 1. 苦情とは、受託業務に関し、顧客等から当社に対して異議、不平、不満等が表明され、又は紛争処理機関に相互の話し合いによる解決の申出があったものをいう。

2. 当社における苦情とは、1. 対面取引における苦情の定義とは異なり、勧誘を伴わないオンライン取引であるため、オンライン取引における受託業務の一連の流れによりメール等で申出があったものをいう。

3. 紛争とは、受託業務に関し、顧客等の異議、不平、不満等に起因する当社と顧客との主張の相違や対立が具体化し、顧客等から紛争処理機関にあっせん等の申出があったものをいう。
4. 紛争処理機関とは、日商協、商品取引所、主務大臣が指定する団体、消費者基本法又は弁護士法の規定によるあっせん機関等をいう。
5. 訴訟とは、裁判所に顧客等から提訴があったものをいう。
6. 一つの案件が苦情、紛争又は訴訟に重複して該当する場合には、最終時点の状態を記載している。例えば、苦情申出後に紛争に移行した場合には、苦情では記載せず紛争に記載し、苦情、紛争を経て訴訟に移行した場合には、苦情、紛争では記載せず訴訟で記載している。

(b) 当社が提起したもの

| | 当該年度中の解決案件 | | 当該年度中の未解決案件 | |
|-----------------------|------------|-----|-------------|-----|
| | 紛争 | 訴訟 | 紛争 | 訴訟 |
| 当該年度に新規に発生した案件の件数 2 件 | 0 件 | 2 件 | 0 件 | 0 件 |
| 前年度から継続している案件の件数 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| 合計 2 件 | 0 件 | 2 件 | 0 件 | 0 件 |

(注) 当社が提訴したものであっても、顧客等が反訴した場合は「(a)顧客等が提起したもの」に記載し、本頁には記載していない。

(c) 値合金処理に関するもの

| | 当該年度中の解決案件 | | 当該年度中の未解決案件 | |
|------------------------|------------|--------|-------------|--------|
| | 事務処理ミス | システム障害 | 事務処理ミス | システム障害 |
| 当該年度に新規に発生した案件の件数 57 件 | 15 件 | 42 件 | 0 件 | 0 件 |
| 前年度から継続している案件の | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |

| | | | | |
|---------|------|------|-----|-----|
| 件数 0 件 | | | | |
| 合計 57 件 | 15 件 | 42 件 | 0 件 | 0 件 |

- (注) 1. 事務処理ミスとは、委託者の注文の執行において、過失により事務処理を誤ることをいう。
2. システム障害とは、電子情報処理組織の異常により、委託者の注文の執行を誤ることをいう。

Ⅲ. 経理の状況

- ①貸借対照表 ②損益計算書 ③株主資本等変動計算書 ④個別注記表
別添の通り

第 6 期

計 算 書 類

〔 自 2009 年 4 月 1 日
至 2010 年 3 月 31 日 〕

ドットコムデイトイ株式会社

東京都渋谷区恵比寿一丁目 21 番 8 号

貸借対照表

(2010年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------|------------|------------------|-------------|
| 流動資産 | 17,043,522 | 流動負債 | 16,667,490 |
| 現金預金 | 444,688 | 一年内返済予定リース 債務 | 25,547 |
| 委託者未収金 | 23,246 | 未払金 | 83,745 |
| 前払費用 | 7,545 | 未払費用 | 149,486 |
| 保管有価証券 | 1,172,495 | 未払法人税等 | 5,486 |
| 差入保証金 | 14,012,026 | 未払消費税等 | 3,631 |
| 委託者先物取引差金 | 618,689 | 預り証拠金 | 15,215,825 |
| 預託金 | 264,277 | 預り証拠金代用有価証 券 | 1,172,495 |
| 未収入金 | 487,979 | リース資産減損勘定 | 2,897 |
| その他の流動資産 | 34,061 | ポイント引当金 | 2,074 |
| 貸倒引当金 | △ 21,487 | その他の流動負債 | 6,300 |
| 固定資産 | 1,830,275 | 固定負債 | 239,083 |
| 有形固定資産 | 19,477 | リース債務 | 95,739 |
| 建物 | 3,839 | 長期預り保証金 | 140,205 |
| 器具及び備品 | 8,155 | リース資産減損勘定 | 3,138 |
| 有形リース資産 | 7,453 | 特別法上の準備金 | 11,246 |
| 無形固定資産 | 1,492,783 | 商品取引責任準備金 | 11,246 |
| のれん | 1,336,939 | 負債合計 | 16,917,820 |
| 電話加入権 | 604 | 株主資本 | 1,955,978 |
| ソフトウェア | 50,801 | 資本金 | 1,899,995 |
| 無形リース資産 | 104,438 | 資本剰余金 | 2,419,988 |
| 投資その他の資産 | 318,044 | 資本準備金 | 1,799,988 |
| 投資有価証券 | 26,909 | その他資本剰余金 | 620,000 |
| 長期未収債権 | 13,143 | 利益剰余金 | △ 2,364,006 |
| 長期差入保証金 | 285,432 | その他利益剰余金 | △ 2,364,006 |
| 長期前払費用 | 5,702 | 繰越利益剰余金 | △ 2,364,006 |
| 貸倒引当金 | △ 13,143 | 純資産合計 | 1,955,978 |
| 資産合計 | 18,873,798 | 負債・純資産合計 | 18,873,798 |

損益計算書

2009年4月1日から

2010年3月31日まで

(単位：千円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|--------------|---------|---------|
| 営業収益 | | |
| 受取手数料 | 875,259 | |
| 売買取損益 | 1,311 | 876,571 |
| 営業費用 | | |
| 販売費及び一般管理費 | | 975,500 |
| 営業損失 | | 98,929 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 2,176 | |
| 雑収入 | 14,293 | 16,469 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 3,733 | 3,733 |
| 経常損失 | | 86,192 |
| 特別利益 | | |
| ポイント引当金戻入 | 2,607 | 2,607 |
| 特別損失 | | |
| 管理費清算関連費用 | 76,071 | |
| 固定資産除却損 | 27,012 | |
| 減損損失 | 12,392 | |
| 契約解約金 | 12,251 | |
| その他特別損失 | 10,824 | 138,552 |
| 税引前当期純損失 | | 222,138 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 950 |
| 当期純損失 | | 223,088 |

株主資本等変動計算書

2009年4月1日から

2010年3月31日まで

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | | | 純資産合計 |
|-------------|-----------|-----------|------------------|-------------|-----------------------------|-------------|--------------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | 株主資本 合計 | |
| | | 資本 準備金 | その他 資本 剰余金 | 資本剰余 金合計 | その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | | |
| 前期末残高 | 1,899,995 | 1,799,988 | 620,000 | 2,419,988 | △2,140,917 | △2,140,917 | 2,179,066 | 2,179,066 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 当期純損失 | — | — | — | — | △223,088 | △223,088 | △ 223,088 | △223,088 |
| 当期変動額 合計 | — | — | — | — | △223,088 | △223,088 | △ 223,088 | △223,088 |
| 当期末残高 | 1,899,995 | 1,799,988 | 620,000 | 2,419,988 | △2,364,006 | △2,364,006 | 1,955,978 | 1,955,978 |

個別注記表

当社の貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書は、「会社計算規則」（2006年2月7日 法務省令第13号）の規定のほか「商品先物取引業統一経理基準」（1993年3月3日 社団法人日本取引員協会第9回理事会決定）に準拠して作成しております。

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

【継続企業の前提に関する注記】

当事業年度におきましては、前事業年度に作成した事業計画に従い、従来の個人顧客にとどまることなく、取次取引会社からの受託、M&Aの実施、法人向けの新たなビジネス展開等により収益の積み上げをすすめてまいりましたが、通年度では86,192千円の経常損失を計上し、またシステム関連の除却損失や取次契約の終了に伴う管理費清算費用等の特別損失を計上したことの影響もあり、223,088千円の当期純損失を計上いたしました。

その結果、設立以降6期連続で営業損失および経常損失を継続的に計上するに至り、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

しかしながら、下半期に限りましては経常利益ベースで黒字を計上するまで利益回復に成功し、事業計画に従い一定の成果が見られるようになりました。

翌期以降も当該事業計画にのっとり、証券会社等異業種も含めた他社からの注文の取次や受託を拡充するほか、商品CFD取引をはじめとする新サービスの強化、海外顧客の取り込みにより収益を拡大する等、財務基盤の強化を図ってまいります。

しかし、今後の商品先物取引市場の情勢の変化等によって、上記の計画達成度合が変わる可能性があるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお計算書類は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類に反映しておりません。

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 有価証券の評価基準および評価方法

保管有価証券：商品取引所法施行規則第39条第1項に定める充用価格をもって評価しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

のれん：20年間の均等償却する方法を採用しております。

ソフトウェア：社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産：

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日がリース会計基準適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

3. 引当金および特別法上の準備金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) ポイント引当金

顧客に付与されたポイント使用による費用発生に備える為、当事業年度末未使用ポイント残高に対しポイント引当金を計上しております。

(3) 商品取引責任準備金

商品先物取引事故による損失に備える為、商品取引所法第221条の規定に基づき、同法施行規則に定める額を計上しております。

4. 収益および費用の計上基準

(1) 受取手数料

商品先物取引：委託者の売付け又は買付けに係る取引が成立したときに計上しております。

(2) 売買損益

商品先物取引：反対売買により取引を決済したときに計上しております。

5. 消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産に係る減価償却累計額

71,673千円

2. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債務

196 千円

3. 担保に供している資産

預託金

24,500 千円

上記の預託金は商品取引所法施行規則第 98 条第 1 項 4 号の規定に基づく委託者保護基金への預託額であり、同規則に基づく委託者保護基金による代位弁済保証額は 98,000 千円であります。

4. 訴訟について

現在、商品先物取引の受託に関して当社を含む複数の商品取引会社を被告とする訴訟事件が 1 件あります。

2009 年 1 月に提起された当該訴訟事件（損害賠償請求総額 544,548 千円、うち当社に対する損害賠償請求額は 145,897 千円）は 2010 年 3 月に終結し、当社が勝訴判決を得ることとなりましたが、その後原告が控訴したことに伴い、引き続き審理が継続中であります。

当社はオンライン事業専業であるため一切の勧誘行為を行っておらず、当社に何ら違法行為がないことを主張いたします。

5. コミットメント契約

当社は、資金の機動的かつ安定的な調達に向け、主要株主 2 社と貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

| | |
|--------------|------------|
| 貸出コミットメントの金額 | 400,000 千円 |
| 借入実行残高 | — |
| 差引残高 | 400,000 千円 |

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

営業取引

3,355 千円

【株主資本変動計算書に関する注記】

当事業年度末における発行済株式の種類および株式数

普通株式

144,043 株

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産

| | |
|---------------|--------------|
| 繰越欠損金 | 1,136,815 千円 |
| 未払事業税 | 1,846 千円 |
| 税務上の繰延資産償却超過額 | 43,364 千円 |
| 商品取引責任準備金 | 4,577 千円 |
| 貸倒引当金繰入超過額 | 14,094 千円 |
| 未払金否認額 | 10,175 千円 |
| 減損損失 | 4,454 千円 |
| ポイント割引引当金 | 844 千円 |
| その他 | 654 千円 |
| 繰延税金資産合計 | 1,216,826 千円 |

繰延税金負債

| | |
|---------------|-------------|
| 非適格合併等に係る調整勘定 | 259,518 千円 |
| 繰延税金負債合計 | 259,518 千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 957,307 千円 |
| 評価性引当金 | △957,307 千円 |
| 繰延税金資産の計上額 | －千円 |

【リースにより使用する固定資産に関する注記】

1. 貸借対照表上に計上した固定資産のほか、電算機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リースは以下のとおりであります。

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

(単位：千円)

| | 取得価額 相当額 | 減価償却 累計額相当額 | 減損損失 累計額 | 期末残高 相当額 |
|--------|-------------|----------------|-------------|-------------|
| ソフトウェア | 84,770 | 48,623 | 7,484 | 28,663 |

未経過リース料期末残高相当額

| | |
|------|-----------|
| 1年以内 | 20,047 千円 |
| 1年超 | 10,351 千円 |
| 合計 | 30,398 千円 |

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しており、デリバティブ等の投機的な取引は行っておりません。

設備投資に関しては、リースにより資金を調達しております。

また、保管有価証券及び預り証拠金代用有価証券は(株)日本商品清算機構の定める証拠金として預託できる銘柄に限定しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2010年3月31日(当事業年度の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)を参照してください)。

単位：千円

| | 貸借対照表 計上額(*) | 時価(*) | 差額 |
|-----------------|-----------------|--------------|-----------|
| (1)現金預金 | 444,688 | 444,688 | — |
| (2)委託者未収金 | 23,246 | 23,246 | — |
| 貸倒引当金 | △ 21,487 | △ 21,487 | — |
| 差引 | 1,758 | 1,758 | — |
| (3)保管有価証券 | 1,172,495 | 1,671,205 | 498,710 |
| (4)差入保証金 | 14,012,026 | 14,012,026 | — |
| (5)未収入金 | 487,979 | 487,979 | — |
| (6)長期未収債権 | 13,143 | 13,143 | — |
| 貸倒引当金 | △ 13,143 | △ 13,143 | — |
| 差引 | — | — | — |
| (7)一年内返済予定リース債務 | (25,547) | (25,547) | — |
| (8)未払金 | (83,745) | (83,745) | — |
| (9)未払費用 | (149,486) | (149,486) | — |
| (10)預り証拠金 | (15,215,825) | (15,215,825) | — |
| (11)預り証拠金代用有価証券 | (1,172,495) | (1,671,205) | (498,710) |
| (12)リース債務 | (95,739) | (95,739) | — |

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金預金、(4) 差入保証金、並びに(5) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当

該帳簿価額によっております。

(2) 委託者未収入金及び(6)長期未収債権

これらは、見積将来キャッシュ・フローの現在価値、または担保による回収見込み額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(3) 保管有価証券

㈱日本商品清算機構の定める有価証券の充用価格の算出基準日である直近月10日の取引所の終値をもって時価としております。

(7) 一年内返済予定リース債務及び(12)リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、当社の信用状態は実行後と大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(8) 未払金、(9)未払費用、並びに(10)預り証拠金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(11) 預り証拠金代用有価証券

㈱日本商品清算機構の定める有価証券の充用価格の算出基準日である直近月10日の取引所の終値をもって時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

単位：千円

| | 貸借対照表計上額(*) |
|---------|-------------|
| 預託金 | 264,277 |
| 投資有価証券 | 26,909 |
| 長期差入保証金 | 285,432 |
| 長期預り保証金 | (140,205) |

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることが極めて困難であると認められます。

【関連当事者との取引に関する注記】

該当事項はありません。

【1株当たり情報に関する注記】

| | |
|---------------|------------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 13,579円12銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 1,548円76銭 |

【その他の注記】

当社は、2010年2月12日にインヴァスト証券株式会社との間で2010年3月27日を効力発生日とする吸収分割契約を締結し、同社の電子事業による商品取引受託事業に関する権利義務を承継いたしました。

財務比率

| 諸 項 目 | 比 率 |
|-------------------------------|----------|
| (a) 純資産額規制比率 [純資産額/リスク額×100] | 300.34 % |
| (b) 純資産額資本金比率 [純資産額/資本金額×100] | 103.53 % |
| (c) 自己資本資本金比率 [自己資本/資本金額×100] | 102.95 % |
| (d) 自己資本比率 [自己資本/総資産額×100] | 10.36 % |
| (e) 修正自己資本比率 [自己資本/総資産額×100] | 10.53 % |
| (f) 負債比率 [負債合計額/純資産額×100] | 860.05 % |
| (g) 流動比率 [流動資産額/流動負債額×100] | 102.26 % |

2010年3月期 年次情報開示資料の一部訂正について

弊社が開示しております年次開示資料につきまして、8. 苦情、紛争、訴訟に関する事項「(a) 顧客等が提起したもの」「(b) 当社が提起したもの」の表中に記載の誤りがありましたので、以下のとおり訂正いたします。

8. 苦情、紛争、訴訟に関する事項

(a) 顧客等が提起したもの

| | 当該年度中の解決案件 | | | | 当該年度中の未解決案件 | | |
|-------------------------------|-----------------------|----------------------------|----------------|-----|----------------|-------------------|------------|
| | 苦情(1) 相互の話し合いによる解決 | 苦情(2) メール等により説明し理解を得たもの | 紛争 処理機関での解決 | 訴訟 | 苦情 相互の話し合い中 | 紛争 紛争処理機関での処理中 | 訴訟 |
| 当該年度に新規に発生した案件の件数 <u>32</u> 件 | 0 件 | <u>31</u> 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 1 件 |
| 前年度から継続している案件の件数 <u>1</u> 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | <u>1</u> 件 |
| 合計 33 件 | 0 件 | <u>31</u> 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | <u>2</u> 件 |

(b) 当社が提起したもの

| | 当該年度中の解決案件 | | 当該年度中の未解決案件 | |
|-----------------------|------------|------------|-------------|------------|
| | 紛争 | 訴訟 | 紛争 | 訴訟 |
| 当該年度に新規に発生した案件の件数 2 件 | 0 件 | <u>1</u> 件 | 0 件 | <u>1</u> 件 |
| 前年度から継続している案件の件数 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| 合計 2 件 | 0 件 | <u>1</u> 件 | 0 件 | <u>1</u> 件 |

以上